

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2349号)

令和3年4月28日

横情審答申第2349号
令和3年4月28日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和元年11月1日教教育第661号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「・平成29年度 学校運営セミナー第2回「福島県環境創造センター及び学校への教員派遣研修」に係る旅費等の取扱いに関する通知（平成29年度 教教育第339号）・平成29年度 第2回学校運営セミナー 福島県環境創造センター及び学校への教員派遣研修資料・平成30年度 学校運営セミナー第2回「福島県教員派遣研修」に係る旅費等の取扱いに関する通知（平成30年度 教教育第219号）・経営責任職会議の資料（平成30年6月12日開催）・平成30年度 第2回学校運営セミナー 福島県への教員派遣研修の研修資料・福島県への教員派遣研修に係る挨拶（メモ）（平成30年度）」の開示決定及び「・平成29年度 第2回学校運営セミナー 福島県環境創造センター及び学校への教員派遣研修の振り返りレポート・平成29年度 第4回学校運営セミナー 振り返りシート・平成30年度 第2回学校運営セミナー 福島教員派遣研修の振り返りレポート」外10件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表1及び別表2に示す行政文書を特定し、別表1に示す行政文書を開示とした決定及び別表2に示す行政文書を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「2017年度及び2018年度「福島県への教員派遣研修」に関する一切の文章（報告集等）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和元年9月6日付で別表1及び別表2に示す行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）を特定し、別表1の行政文書を開示とした決定及び別表2の行政文書を一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書のうち文書2から文書12までについては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア、第4号及び第6号柱書に該当するため、一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。なお、以下において「文書○」と数字を付記しているものについては、別表の「番号」欄記載の文書を指すものとする。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書2及び文書7に記載されている個人の思想は、個人に関する情報であって、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

文書6及び文書10に記載されている個人の氏名、文書7及び文書11に記載されている写真上の個人の顔、文書9及び文書10に記載されている担当者の携帯番号並びに文書12に記載されている職員の職員番号は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号本文に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

文書5及び文書6に記載されている振込先口座情報並びに文書9に記載されてい

る法人名及び番組名は、法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

文書4、文書5、文書6及び文書8に記載されている法人代表者印の印影は、開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

文書5及び文書6に記載されている振込先口座情報は、法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(4) 条例第7条第2項第6号柱書の該当性について

文書2(1)及び文書2(3)（以下「振り返りレポート」という。）に記載されている受講者の感想、気づき、大切にしたいこと、反省点等に関する記載部分（以下「本件感想部分」という。）は、開示することにより、今後、同種のレポートにおいて、正確な事実のみに基づいた記載に終始し、率直な個人の信条や意見が得られないおそれがあり、福島県への教員派遣研修の運営事業に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、非開示とした。

文書3、文書4、文書6、文書7及び文書12に記載されている職員の個人電子メールアドレスは、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあるため、本号柱書に該当し、非開示とした。

文書12に記載されているYCANホームページアドレスは、サーバ名やドメイン名などから、庁内ネットワーク構造を類推されることにより、端末の不正接続や侵入、マルウェアの混入が発生した場合の脅威が増大するおそれがあり、また職員のみが知りうる情報であり、開示することで成りすましなどに利用できる情報を提供することになるため、開示することにより、市の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため、本号柱書に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 開示を求めている部分について

2017年度及び2018年度「福島県への教員派遣研修」に参加した教員の振り返りレポートにおいては、所属と氏名は公開されているが、記述内容は全て墨塗りすなわち非開示となっている。記述内容が非開示となっていることは不当であり、名前を非開示としたうえで記述内容は開示されるべきである。個人情報として理由としているが、個人の情報を取得したいとは一切考えていない。個人は墨塗りとし、記述内容は開示することが「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の趣旨に沿うものであると考える。

(2) 文書の不存在について

ア 公開文書（非開示部分も含む）に、研修先である福島県環境創造センター及び訪問した学校での研修内容（例えば、センターの職員や校長の話）を記録された文書がないことは、明らかに不当である。どのような研修が行われたのかが不明である。

イ 福島県への教員派遣研修には指導主事も含めた横浜市教育委員会事務局が同伴している。記録しなかったとのことで非公開となっているが、このことそのものがあり得ないことと考える。

5 審査会の判断

(1) 福島県への教員派遣研修に係る事務について

ア 横浜市では、東日本大震災で被災し避難してきた児童がいじめに遭ったことを重く受け止め、二度とこのようなことが起こらないように、平成29年3月31日に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に掲げられている再発防止策（以下「再発防止策」という。）に基づく取組を推進している。

福島県への教員派遣研修は、再発防止策の一環（放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進）として、平成29年度から学校運営セミナー受講者を対象に実施している。

イ 学校運営セミナーは、これからの学校運営を担うことが期待させるミドルリーダーに対し、学校運営に必要な知識・スキルを身に付け、学校運営力を高めながら学校経営につながるリーダーシップやマネジメント力を培うことを目的としている。

学校運営セミナーは、年に5回実施しており、このうち福島県への教員派遣研修は、第2回学校運営セミナーで実施している。

ウ 福島県への教員派遣研修は、東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめの未然防止のため、放射線等に対する正しい理解を深めること、震災避難者や復興に関わる人々の想いや取組を理解する学習を進めることができるようにすること、そして、被災を経験した子どもたちに寄り添う心情を醸成することを目的としている。

エ 受講者は、感想、気づき、大切にしたいこと、反省点等を振り返りレポートに記入し、学校運営セミナーの実施主体である教育委員会事務局教職員人事部教職員育成課（以下「教職員育成課」という。）に提出する。

教職員育成課では、研修をより充実したものとするため、振り返りレポートに書かれた率直な意見等を研修の評価資料として、今後の研修計画策定等において活用している。

また、受講者は、研修での学びを生かして、勤務している各学校において「放射線教育等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進」の実践を行い、教職員育成課では、この実践を報告集としてまとめ、横浜市立の全学校に配信することで、再発防止策の取組を推進している。

(2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、別表1及び別表2のとおりである。

イ 審査請求人は、①実施機関が対象行政文書として特定しなかった受講者の訪問先である福島県環境創造センター及び学校での研修内容を記録した文書の開示及び②実施機関が非開示とした部分のうち、別表2の文書2(1)及び文書2(3)に記載されている本件感想部分の開示を求めている。

ウ よって、以下①及び②に係る処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件審査請求文書の特定について

ア 実施機関が、本件開示請求に係る対象行政文書として本件審査請求文書を特定したことに対して、審査請求人は、受講者の訪問先である福島県環境創造センター及び学校での研修内容を記録した文書が存在しないことは不当である旨の主張をしている。

イ そこで、当審査会で令和2年12月23日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 福島県への教員派遣研修の資料としては、文書1(2)及び文書1(5)を使用した。

(イ) 実施機関の職員も随行したが、訪問先の教員等の発言要旨等は作成していない。

また、録音もしていない。

(ウ) 福島県への教員派遣研修においては、受講した教員がどのように感じ、勤務校でどのように実践したかが重要であり、これらの点については、文書2(1)、文書2(3)、文書7(2)及び文書11によって把握できている。

(エ) 訪問先の講師等からも発言要旨等を受領していない。

(オ) よって、訪問先の講師等の発言要旨等を作成する必要はなく、作成しておらず、保有もしていない。

ウ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。

福島県への教員派遣研修においては、講師がどのような発言をしたかではなく、受講した教員がどのように感じたかが重要であるとの実施機関の説明は首肯できるものであり、実施機関が研修講師の発言要旨等を作成する必要性は乏しいものと考えられる。

受講した教員がどのように感じどう実践したのかは、文書2(1)、文書2(3)、文書7(2)及び文書11によって確認できるので、研修の効果を測る資料として不足があるとはいえない。

よって、実施機関の説明に不自然な点はない。ほかに文書の存在を推認させる特段の事情も認められず、受講者の訪問先である福島県環境創造センター及び学校での研修内容を記録した文書を保有していないという実施機関の説明は、是認できる。

エ 以上から、実施機関が、対象行政文書として本件審査請求文書を特定したことは、妥当である。

(4) 本件感想部分の条例第7条第2項第6号柱書の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該行政文書を開示しないことができることを規定している。

なお、ここでいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要であると解される。

イ 本件感想部分について、実施機関は、開示することにより、今後、同種のレポートにおいて、正確な事実のみに基づいた記載に終始し、率直な個人の信条や意見が得られないおそれがあり、福島県への教員派遣研修の運営事業に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、非開示とした旨主張している。

ウ これらの点について、当審査会で令和2年12月23日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 受講者は、研修受講後すぐに振り返りレポートを作成することで、自身の思想、信条、感想、気づき、大切にしたいこと、反省点等を振り返り整理することで学びの定着を図り、福島から避難している児童への対応を含め、学校での教育に生かしている。また、実施機関に対し良かった内容、改善策、要望等を伝えることになる。

(イ) 実施機関は、受講者の率直な考えや意見が書かれた振り返りレポートを確認し、研修の効果を把握し、改善点があれば今後の研修に反映させる。

また、研修受講時の受講者の様子や振り返りレポートの内容から、支援等が必要な場合には個別の対応を検討することがある。例えば、内容について理解できていない場合や、勤務校での還元策をイメージできていない場合であれば、支援を考え、逆に、参考になる還元策を記載している場合には、当該校へ取材に行くなどの対応をすることがある。

(ウ) 福島県への教員派遣研修は、教員自身が福島の現地の姿に触れて、自分の人生を含めて考えるような内容になっており、涙を流す教員もいる。

本件感想部分が開示されることになれば、受講者は、SNS等で広く情報が拡散されることをおそれ、SNS等で公開されても受講者自身が批判を受けることがない程度の簡単な感想等のみしか記載しない可能性がある。更には研修参加者自体も減るかもしれない。

そうすると、受講した教員が後日自分で読み返し活用する際の資料として不十分なものになり、勤務校での放射線に関する教育や被災地理解を進める教育に支障が生じる。

(エ) 教職員育成課は、受講者の率直な考えや意見を得られなくなり、ひいては研修実施の効果を正確に把握することができなくなる。

そのため、個別の支援・フォローや、優れた内容の発信といった活用をする

機会も失われ、次に行う研修を受講者のニーズに合わせて変えるなどの対応も不可能となってしまう。

(オ) これらの支障は、福島県への教員派遣研修だけでなく、実施機関が行う数多くの研修にも同様に該当するため、開示をする場合の影響はかなり大きなものとなる。

エ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。

当審査会で、本件感想部分を見分したところ、当該部分には、受講者が研修を受けて気を付けたいことや大切にしたいこと、福島での講師の話聞いた感想、福島での児童生徒たちの様子、東日本大震災や原子力発電所の事故に関する感想、災害時の避難方法、研修で学んだことを今後どのように活用するか等が記載されていることが確認できた。

これらの記載は、単なる研修内容の良し悪しや今後の要望といった客観的・事務的な報告といった内容ではなく、個人的な知識、経験、考え等に基づいた感想や見解が率直に記載されていることが認められた。

一般に、このような感想等は、様々な経験や見識を有する個人の見解が自由かつ率直に述べられなければあまり意味がないと考えられる。

特に、福島県への教員派遣研修は、上記(1)ウのとおり、単に技術や知識を習得するだけではなく、福島の人たちから直接話を聞き、福島の人の思いや置かれている状況を理解し、教育に活用するというもので、受講者の価値観や心情にまで影響を与えるものとなっているため、研修後に率直な感想等を記載することが一層重要と考えられる。

すなわち、研修を受講した教員としては、受講の感想を率直に記録することで、福島の状況に対する心情の形成や記憶の定着に役立ち、後に振り返るときに福島のことを鮮明に思い起こすことができるので、児童生徒に対して放射線に関する教育や被災地理解を進める教育をより説得力を持って行うことができるようになる。一方、教職員育成課としても、研修の効果や課題等を正確に把握することができるので、教員に対する個別の支援等にも的確に対応できるようになる。

にもかかわらず、このような感想等をそのまま開示することになると、受講者は、批判や反論等をおそれ、自由かつ率直な感想や意見を書くことを避け、当たり障りのない事務的な内容しか記載しなくなることが想定できる。

そうならば、研修を受講した教員にとっては、後に振り返る際に確認できる情

報が乏しくなることで、児童生徒に対して説得力のある説明が困難となり、また、教職員育成課としても、受講者からの正確な情報の収集が阻害されることで、個別の支援等の対応をする機会が失われ、次回研修に向けての改善策の検討も不可能となってしまふ。

さらに、これらの支障は、教職員育成課のみでなく実施機関で行う様々な研修にも同様に該当することであり、その影響は、実施機関全体の事業に波及する可能性も否定できない。

したがって、本件感想部分を開示すると、今後、実施機関が研修受講者の率直な感想や意見等をレポート等によって求めるという手法が十分に活用し得なくなる可能性があり、そのことによって福島県への教員派遣研修の遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

なお、仮に作成者の所属校名及び氏名を非開示としても筆跡や記述の内容自体から作成者個人が推測される可能性があり、その結果として、受講者の自由かつ率直な意見の収集が阻害される可能性は否定できない。

よって、実施機関の説明は妥当であり、本件感想部分は、条例第7条第2項第6号柱書に該当する。

(5) 付言

本答申においては、本件感想部分をそのままの形で開示することは、今後の福島県への教員派遣研修に支障が生じ、条例第7条第2項第6号柱書に該当すると判断したところである。

しかし、東日本大震災で被災し避難してきた児童がいじめに遭った問題に対する社会的関心は高く、実施機関は、再発防止策の一環として、福島県への教員派遣研修を開始し、その情報については報道機関へも情報提供を行っている。これは、実施機関としても、当該研修の社会的意義の高さを認識しているためと考えられ、そうであれば、当審査会としては、当該研修受講者の様々な感想や意見について、今後、実施機関が研修受講者の主な感想や意見等を個人が特定されない形でとりまとめるなど、可能な限り多くの情報を市民等に提供するように措置を講ずることが望ましいと考える。

(6) 結論

実施機関が、本件審査請求文書を特定し、別表1に示す行政文書を開示とした決定及び別表2に示す行政文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

(別表1)

番号	行政文書
文書 1(1)	平成 29 年度 学校運営セミナー第 2 回「福島県環境創造センター及び学校への教員派遣研修」に係る旅費等の取扱いに関する通知 (平成 29 年度 教教育第 339 号)
文書 1(2)	平成 29 年度 第 2 回学校運営セミナー 福島県環境創造センター及び学校への教員派遣研修資料
文書 1(3)	平成 30 年度 学校運営セミナー第 2 回「福島県教員派遣研修」に係る旅費等の取扱いに関する通知 (平成 30 年度 教教育第 219 号)
文書 1(4)	経営責任職会議の資料 (平成 30 年 6 月 12 日開催)
文書 1(5)	平成 30 年度 第 2 回学校運営セミナー 福島県への教員派遣研修の研修資料
文書 1(6)	福島県への教員派遣研修に係る挨拶 (メモ) (平成 30 年度)

(別表2)

番号	行政文書
文書 2(1)	平成 29 年度 第 2 回学校運営セミナー 福島県環境創造センター及び学校への教員派遣研修の振り返りレポート
文書 2(2)	平成 29 年度 第 4 回学校運営セミナー 振り返りシート
文書 2(3)	平成 30 年度 第 2 回学校運営セミナー 福島教員派遣研修の振り返りレポート
文書 3(1)	平成 29 年度 学校運営セミナーに係る実施内容の変更及び募集通知 (平成 29 年度 教教育第 100 号)
文書 3(2)	平成 29 年度 第 2 回学校運営セミナー「福島県環境創造センター及び学校への派遣研修」の実施について (平成 29 年度 教教育第 221 号)
文書 3(3)	平成 29 年度 第 2 回学校運営セミナー「福島県環境創造センター及び学校への派遣研修」の講師の依頼 (平成 29 年度 教教育第 298 号)
文書 3(4)	第 4 回学校運営セミナー開催について (平成 29 年度 教教育第 563 号)
文書 3(5)	平成 30 年度 学校運営セミナーの実施について (平成 29 年度 教教育第 1190 号)

文書 3(6)	全体指導主事会議資料（平成 29 年 5 月 15 日開催）
文書 3(7)	平成 30 年度 第 2 回 学校運営セミナー「福島県への教員派遣研修」の実施について（平成 30 年度 教教育第 238 号）
文書 3(8)	平成 30 年度 第 5 回学校運営セミナーの開催について（平成 30 年度 教教育第 918 号）
文書 4(1)	学校運営セミナーにおける福島県内施設視察のためのタクシー借上げ（平成 29 年度 教教育第 1054 号）
文書 4(2)	第 2 回学校運営セミナー 福島教員派遣研修におけるバスの借上げ（平成 30 年度 教教育第 180 号）
文書 4(3)	第 2 回学校運営セミナー 福島教員派遣研修における事前打合せのためのタクシー借上げ（平成 30 年度 教教育第 188 号）
文書 4(4)	第 2 回学校運営セミナー 福島教員派遣研修における施設訪問のためのタクシー借上げ（平成 30 年度 教教育第 370 号）
文書 5(1)	平成 29 年度 学校運営セミナー バスの借上げの支出（平成 29 年度 教教育第 422 号）
文書 5(2)	学校運営セミナーに係るタクシー借上げの支出（平成 29 年度 教教育第 1089 号）
文書 5(3)	第 2 回学校運営セミナー 福島教員派遣研修における事前打合せのためのタクシー借上げの支出（平成 30 年度 教教育第 263 号）
文書 5(4)	第 2 回学校運営セミナー 福島教員派遣研修におけるバスの借上げの支出（平成 30 年度 教教育第 316 号）
文書 5(5)	第 2 回学校運営セミナー 福島教員派遣研修における施設訪問のためのタクシー借上げの支出（平成 30 年度 教教育第 460 号）
文書 6	平成 31 年度学校運営セミナー 福島教員派遣研修に係る大型バスの借上げ（平成 30 年度 教教育第 1037 号）
文書 7(1)	平成 29 年度 「福島県環境創造センター及び学校等への教員派遣研修」活用事例
文書 7(2)	平成 30 年度 学校運営セミナー 「福島県への教員派遣研修」における実施報告書について（平成 30 年度 教育第 1245 号）
文書 8	平成 29 年度 学校運営セミナー バスの借上げ（平成 29 年度 教教育第 174 号）
文書 9	平成 29 年度 福島県環境創造センター及び学校等への教員派遣研修事前調整シミュレーション
文書 10	平成 29 年度 福島県環境創造センター及び学校等への教員派遣研修シミュレーション

文書 11	「福島県環境創造センター及び学校等への教員派遣研修」を生かした実践事例の報告について（平成29年度 教教育第1204号）
文書 12	平成29年度 第2回学校運営セミナー「福島県環境創造センター及び学校等への教員派遣研修」の活用実践の提出について（平成29年度 教教育第1028号）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年11月1日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和元年11月20日	・審査請求人から意見書を受理
令和元年12月17日 （第334回第一部会） 令和元年12月19日 （第254回第三部会） 令和元年12月20日 （第372回第二部会）	・諮問の報告
令和2年10月28日 （第386回第二部会）	・審議
令和2年11月10日 （第387回第二部会）	・審議
令和2年11月25日 （第388回第二部会）	・審議
令和2年12月9日 （第389回第二部会）	・審議
令和2年12月23日 （第390回第二部会）	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和3年1月27日 （第391回第二部会）	・審議
令和3年2月10日 （第392回第二部会）	・審議
令和3年2月24日 （第393回第二部会）	・審議
令和3年3月10日 （第394回第二部会）	・審議